

助成金対象項目とガイドライン

このガイドラインは、ファミリーマート むすぶ、つながる、こども食堂応援プロジェクトの**2025年度スタート応援助成プログラム**の際に助成対象となる費用とご留意いただきたいポイントをまとめた資料です。

1. 助成金対象項目について

ファミリーマート 夢の掛け橋募金、ファミリーマート&むすびえ「こども食堂スタート応援助成プログラム」では、以下の項目が対象項目となります。
ただし、募集回ごとにその対象項目は変更する場合がありますので、募集要項をよくご確認下さい。

食品費

消耗品費

備品費

印刷製本費

保険料等



食品費



(材料購入費:お米、肉、野菜、調味料など)

<対象外になるケース>

- ・こども食堂の目的に反すると思われるアルコール類
- ・業務利用以外の食材購入や通常の食事では使わないような贅沢品
- ・キャビアや高級ステーキなど

消耗品費



・食器・お箸・弁当容器代、感染症対策用の衛生用品

<対象外になるケース>

- ・一般的なものではない高級品

備品費



使用期間が1年以上見込まれる場合は、備品として計上ください
 本助成における「備品」は下記に記載のもの以外は受け付けられませんのでご注意ください
 ▶鍋・フライパン・炊飯器・電子レンジ・ホットプレートのみ

<対象外になるケース>

- ・事業実施者などが個人的に使用する機材・物品については助成対象外となります。
- ・「鍋・フライパン・炊飯器・電子レンジ・ホットプレート」以外の物は、こども食堂で使用する合理的な理由があったとしても本助成では対象外となります

印刷製本費



こども食堂を周知するためのチラシの印刷代
 (外部の印刷サービスを利用したチラシの印刷費用も、助成金の対象となります)

<対象外になるケース>

印刷物のデザインを外部のデザイナーや制作会社に委託する場合の作業費

その他費用



保険料等

- ・保険料(ボランティア保険・ボランティア行事用保険)

食品衛生責任者講習の受講費用

検便費用

<対象外になるケース>

食品衛生責任者講習以外の講習費用(防災士資格・ファンドレイジング資格等)
 こども食堂に直接関係のない人物の検便費用
 必要以上の頻度で検便を実施し申請された場合

2. 助成金対象外の項目

以下の項目は対象外となりますのでご注意ください

- | |
|---------------------------------------|
| ・行政等の公的財源が見込まれるものや他財源による事業との区分が不明確なもの |
| ・経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、応募書から読み取れないもの |
| ・団体の他事業や助成対象活動以外の通常活動の経費 |
| ・助成対象期間外の活動に関する経費 |
| ・各費目で個別に助成対象外であると定義された経費 |

! 審査の際、また採択後も上記の項目にあたると応募書から判断された場合は 確認をさせていただきます。
その上で、**費用が本事業の対象外となる場合があります** ので
ご注意ください。

! 経費について以下ご注意ください。

- ・申請された経費についてむすびえから、用途についておたずねする場合があります。
また、むすびえから依頼があった場合は、ご提出ください。
- ・領収書、レシートの提出の必要はありませんが必ず団体で保管をお願いします。
- ・その他、経費についてわからないことがあれば、遠慮なくご相談ください。

3. 助成対象団体について

日本国内において、これから子ども食堂を開設する団体
(法人格の有無は問わない)

- ・子ども食堂名義または申請団体名義の金融機関口座を持っていること
※助成金の申請には、申請時点での口座開設が必要です。
口座のご準備が間に合わない場合は、助成の対象外となりますのであらかじめご了承ください。
- ・事務局が請求した際に会則または定款を提出いただけること
- ・助成金受領における誓約書を提出いただけること
- ・助成金受領に対する領収書を提出いただけること
- ・助成期間の終了後に、所定の実施報告書を提出いただけること
- ・領収書、レシートを保管整理いただき、必要な際にはご提出いただけること

<対象外>

- ・宗教団体(寺院、神社、教会など)・営利団体(飲食店、株式会社、合同会社など)
政治団体(政党、政治結社など) ※1
- ・すでに子ども食堂を1回以上実施した実績のある団体
- ・フードパントリー(食べ物の配布)活動のみを行う団体

※1ただし、以下の1)2)を満たす子ども食堂や子ども食堂運営団体(※)は助成対象になります。

1)子ども食堂や子ども食堂運営団体(※)が、母体となる宗教団体・営利団体・政治団体とは別に非営利で運営され、独立した資金管理がされていること。

2)助成金の申請団体名は、子ども食堂名または子ども食堂運営団体名であること。また、助成金の申請団体名義で開設された口座を有していること。

(※)子ども食堂の運営や会計の管理等を目的として、母体となる宗教団体・営利団体・政治団体とは別に非営利で運営されている団体を指します。

4. 辞退について

助成事業に採択されたのちになんらかの理由により助成を辞退する場合は、必ずご連絡ください。

①	ファミリーマート&むすびえ助成事務局に辞退に関してご連絡ください。
②	助成金辞退届をご記入いただきます。wordファイルの届の内容を記載していただき、メールで送信いただきます。押印省略可の書類としておりますので、押印いただく必要はありません。
③	ファミリーマート&むすびえ助成事務局にて、内容確認を致します。内容に不足や問題がある場合はご連絡いたしますので、追記・修正をお願いいたします。
④	内容が確定しましたら事務局より受領のご連絡をいたします。